

第33回・第3期第14回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成30年12月10日（月）18：30～20：45
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第32回・第3期第13回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人3名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は17名、欠席者は2名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は3名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第32回・第3期第13回）議事録」の内容が確認され、これを議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

● 12/4作業班の内容について

ア 条例策定の前提について

「まちづくり協議会を条例に位置付ける目的」、「新条例策定にあたっての考え方」、「まちづくり協議会と各団体の関係性」の3点について、意見交換を行った。

イ 条例案について

条例の内容案について意見交換を行った。

【条例の内容等】

上記「作業班からの報告」の後、議論が行われた。

ア 条例案の全市民が構成員とある点について、「私はいつ構成員になったのか」と

なってしまうのか。コミュニティについて分かっていない人がそう思うようなことはないか。例えば、自治会は本人の意思を確認して会員となる。

- イ 会員というイメージである。まちづくり協議会はそういう制度ではなく、宝塚市に住所があれば自動的に構成員となっている。まちづくり協議会という組織は、全住民を代表しなければならない。全住民を代表した組織という形で、住民に問いかけて決めて進めている。住民登録をした全住民が市民である。まちづくり協議会の会員は全住民である又は全住民で構成すると書いているところもある。住んでいる限りは権利はある。組織として委員にするかどうかは別だが。
- ウ (会長) 今、市側はまちづくり協議会の構成員を、そこに住んでいる全住民であると言ってきているが、条例化するということは、その旨を法律上宣言するということになり、非常に重いことである。
- エ 条例化するということは、議会の承認を得ることになる。議会の議員を選んだのは市民である。よって、市民もその議員の承認したことに対してOKをしたことになる。自分は会員であるとかないとか、構成員であるとかないとかいう議論の余地は無くなることになる。なぜ条例化する必要があるのかという点はそこだと思う。
- オ 以前、協働のまちづくり促進委員会でまちづくり協議会についての冊子を作ったと思う。そこに構成員の記載はちゃんとあったと思うので、それに沿って入れればどうかと思う。
- カ (会長) テクニカルな問題として、二段構えにする手もある。一項としてまちづくり協議会は全住民がまず入るということを定め、二項として認めたものを参画させることができることを定める形。
- キ まちづくり協議会というのは、日本国全部にあるのか。ないのであればちょっと違うかもしれないが、日本国に住んでいるから日本国民、宝塚市に住んでいるから宝塚市民であるという考え方からいくと、まちづくり協議会のエリアに住んでいるからまちづくり協議会の構成員や会員であるという考え方ができると思ったが。
- ク (会長) 日本国全部にはない。多くの市町村でまちづくり協議会が立ち上がってきているため、まちづくり協議会を地方自治法の中にまちづくり協議会を位置付けるべきかということについて、総務省でも研究会が開かれている。ひょっとしたら地方自治法の中にまちづくり協議会が入ってくる可能性もあるが、今のところはそれがないので、条例の中で位置付けていくということになる。
- ケ 「協働の指針」でいう「市民」は、その中には住民に加え、その事業所や団体も入る。事業所というのは、例えば市外に住んでいたとしてもそこへ来て働いている人も入る。よって、協働の指針に基づいて定義していったらどうか。
- コ 協働の指針を作成する際は、地方自治法の定義などは考えていなかったと思う。新条例がはっきりすれば、協働の指針も見直した方がよい。できるだけ合わせ

るというのがポイント。

- サ 「住んでいる人は皆会員なんですよ」という形でずっと呼びかけてきている。ガイドラインを読んでいる人はこう受け止めているので、条例化したときにその意味合いが変わった場合、皆さんはどう受け止めるのかなと思う。
- シ （会長）「市民」とは地方自治法上の「市民」とし、「市民等」を別に定義する方法もある。それで、「市民」と使ったり、「市民等」と使ったりするようなテクニカルな使い分けはできる。こうしておく必要性の一つは、全員参加型で民主的な運営をしようとするときのその母体はどこまで入のかということ。意思決定の母体のことと、活動としていろんな人に入っていたらこうということとは切り分けておいたほうがよい。
- ス まちづくり協議会を構成して権利を享受されるあるいは義務がある人たちとその運営体を構成する人たちを別に考えないといけない。
- セ 三点ある。まず、第一は、「協働の指針」にできる限りののっかっていくことが必要。なぜなら、協働をみんなに広げるためには、一般市民が分かりやすいことが大事だから。次に、条例案のまちづくり協議会の運営の項目には、「まちづくり協議会は、地域内の自治会や、協働のまちづくりに関わるボランティア団体・NPO団体や、個人で組織して運営する。」とある。ここに「協働の指針」P15に出てくるものをもうちょっと入れてほしい。「行政」又は「市」と入れたほうがよい。行政が入ってこない協働ができない。また、「個人」に会社や商店を含めるよりも、分かりやすく「事業者」という記載があるのではないかと感じる。加えて、まちづくり協議会の活動には教育、学校に関することが多いので「学校」も入れてほしい。「行政」、「事業者」、「学校」が入って全体でまちづくり協議会として運営するとした方が抜けがないように思う。三点目は、条例案に「市民活動団体」の項目があるが、まちづくり協議会を条例で位置付けているのであれば、市民活動団体は中で出てくるためこの項目はいらぬのではないかと感じる。
- ソ 一点目は賛成。まちづくり協議会は「協働の指針」にのっかって運営するという一文を入れたい。二点目の市、事業者、学校も入れるというところについては、「協働の指針」に記載の協働のテーブルの図は、まちづくり協議会を説明したものではなく、ある協働の事業をする場合にこういうテーブルで協働の指針にのっかって平たいところに座って議論してくださいよということを示したものである。
- タ （会長）法律としての書き方とガイドラインの書き方とは違って来る。法律はかなり拘束力があるので、やりなさいという義務が生じる。そういう意味では、誰が運営を担うのかということでは作業班も含めてかなり慎重に議論をしなければならぬ。
- チ 他市では「認めた」という言い方もある。「認めた」という言い方がきつければ、「必要としたらその人たちが入ってもいいよ」という表現を書けば認めたとい

うことになる。

- ツ 運営の条項自体がいるのか。他市の条文を見ると市民等の役割など置き換えたりして、あえてその組織は書いていない。そうすれば、運営はある面で条例に基づかないでその時々に応じてフレキシブルに対応できるのではないか。
- テ (会長) 明石市の条例では、第17条に「認定」という行為が位置付けられている。認定を受けるためにはこういう条件で運営してくださいということが連動になっていると思うが、そういう意味では、今、宝塚市では条例に基づく認定団体とはなっていない。「認定」という行為を今回、条例の中に位置付けるか位置付けないかというのも市との関係では大きな課題である。
- ト 「民主的で開放的」という部分は必要である。そうしないと、まちづくり協議会としては皆さんの意見を取り入れてかつフィードバックしていくことが見えてこない。
- ナ 「市民活動団体」については、協働のまちづくり推進条例となっているので入れていただきたい。条例案にある市からの活動支援の項目については、まちづくり協議会・自治会・市民活動団体でそれぞれ事情が違うので、一つにまとめて記載するのではなく、掛川市協働によるまちづくり推進条例第14条の「市民活動団体等に対する財政支援」のような記載をぜひ入れていただきたい。これの意味するところは、活動に要する費用だけでは足りなくて、その他の財政支援というのが今後必要であるということ。
- ニ 市民活動団体に財政支援を行うということを具体的に入れるとすると、今やっていないことについてどういう範囲でどういう予算を考えて条例に盛り込んだのかという議論になる。例えば、地域交付金なんてこれこそまさに市役所はまだ具体的にはそんなこと言えない。それこそ制度設計を説明しろとなり、説明できずに削除となってしまうため、議論としてはまだ先。今でもそれぞれまちづくり協議会、自治会、市民活動団体等の支援の仕方は違うから、それを書き込んでもいいが、あまり具体的に入れるとどうかという気がした。
- ヌ 具体的には入れなくてもよいと思うが、市民活動団体に対しては、活動に要する費用以外でもその他の財政支援というのを受けているところもある。そこを担保してくれるような文言を入れてほしい。
- ネ (会長) 活動の支援及び活動に要する費用その他の財政支援を行うというような文章にして、その他が膨らまされるように文章を変えてくださいという趣旨。三田市と丹波市は人件費までみてくれる。宝塚市も活動支援だけじゃなくて運営についても費用的な支援が必要かもしれないということであれば、この話も別に市民団体だけではなくて、まちづくり協議会側へも運営的な支援に持っていく必要もあるかなということ。
- ノ 伊勢市は、人件費を持っている。傾向としてどうなのか。伊勢市の方は、ちょっと減らされていくのではないかという話であった。
- ハ (会長) その市のパートナーとして地域の課題解決のために重要な役割を担っ

ていただいていることに関し、当然それがちゃんと回っていくように事務局機能としても必要であろうというようなことを位置付けていれば、人件費補填に使えるお金を出せるということになる。色々な形が考えられるが、市側がなぜまちづくり協議会の人件費を持つ必要があるのかというところを議論しておく必要がある。

- ヒ 調べてほしいが、住民の計画を総合計画に盛り込み、議会承認を得るところはないと思う。市がお金を渡して自分らで計画を作りなさいということになると、自立して運営する必要がある、しっかりとするためには事務員を置かないとできない。宝塚の場合、まちづくり計画は市の行政計画に盛り込むと言っているため、住民だけでやりなさいと言っているということとはちょっと違う。見直し条項を作っておいて、もしうまくいけばはっきり盛り込んでもいいと思うが。
- フ (会長) このあたりは、市とまちづくり協議会がこれからどういう関係で、そして、発生する費用はどっちが持つのが本来かという根本的な議論が必要。
- ヘ (事務局) 全国的に見ると地域の方に予算をとる傾向は出てきているのかなと思うが、今のこうした状況ではまだそういった議論はまだ進んでいない。議会においても、将来的な検討課題であるという答弁にとどまっている。
- ホ (会長) 市民にいろんなことをお願いしていたらタダで済むという意識もまだ多くある。一方で、お願いしたら費用が発生するし、組織運営の費用というものもあるのでそれをちゃんとつけてくださいねというのが協働ないし新しい公共じゃないですかという議論がある。
- マ いろんな団体において交付金の中で使い方を考える。市民活動団体のみが認められて、まちづくり協議会の運営費とかが認められなければ、そこはある意味で逆にまちづくり協議会としてもちょっとまずいんじゃないか。だからこそ、交付金という名目の中でその団体の中でどういう使い方をするかという話でやっていけばいいと思う。先程の財政支援の話も、この団体だけはそういうお金が出るといった話になると、今度はまちづくり協議会にも実はそういうお金が出てよいいのではないかという話に変わってくるため、そこは慎重にしなければならぬ。
- ミ (会長) 組織への人件費を出すのは難しいことである。いくつかの市は、地区の公共施設の指定管理をまちづくり協議会にして、その施設管理のために事務局員を置いてもらい、そのお金を指定管理料から出しているが、その事務局員に、まちづくり協議会の事務も担ってくださいとして、お金を出しているところもある。この場合だと、組織への支援ではなくて、施設管理への支援という名目になるので、こちらの方がストーリーとしては言いやすいということだと思う。
- ム 市内のまちづくり協議会の場合は、クラブハウスを持っているところもあれば小学校の教室を借りて拠点としているところもある。そういう場合も今おっし

やっていた同じ考え方をしてもよいのか。

- メ (会長) 宝塚は拠点としてもマチマチであるため、それでいいのかという議論はどこかの段階でやっておく必要がある。
- モ 宝塚市では、まちづくり協議会を作った際は拠点をほとんど作らないという方針であった。なぜなら、地域利用施設や共同利用施設を利用すれば新たに作る必要はないということであったから。中山台には何も無かったため作った。
- ヤ (会長) 県の県民交流広場事業のとき、1,300万円ついた。そのうちの1,000万円は活動拠点を整備してくださいというもの。また、その拠点を使って活動をスタートさせるための資金として5年間300万円ついたはずなので、それが順調に回っていっているとまちづくり協議会の活動もその延長線上に活性化していくというストーリーだと思うが、この辺りの費用を想定しながらどういう文章を作っていくかは時間をかけてやっていくという手はあるのかなと思う。
- ユ 条例案の総則の定義のところ、「NPO団体」となっているところを法人とされた方がよいのではないか。また、自主的活動のみでなく、自発的自主的活動というように「自発的」を付けていただいた方がよい。
- ヨ 「認定」という点について論議した方がよい。認定したところにお金を出すとすれば、出す方は楽ですよ。誰でも出しているわけじゃないという認定基準を別に作ればいいが。ここでは協働のまちづくりをする団体と書いているが、その団体であるかどうかはどこかで判断しないといけない。
- ラ (会長) 小学校区に一つずつ設置すると書いてあるが、どの団体がそれなのかをどうやってオーソライズするかという問題がある。このようなことは起こらないと思うが、ある別のグループが新しくまちづくり協議会を立ち上げましたみたいな話になったときに、誰がどちらを認定するかという問題。オーソライズするという意味では手続きがあった方が分かりやすくなるという気がする。
- リ 税の使用の公平性から言えば、やりすぎたら困るが、認定という観点を含めてチェックも必要だと思う。ひょっとしたら将来2つできるかもしれない。あちらこちらで手を挙げたところ全てにお金を払わなければならないとなれば困るでしょうから。
- ル そういう団体が出てくる可能性はある。まず、まちづくり協議会の定義に合っているか。そこから市が認めるかどうかということが必要になってくる。
- レ まちづくり協議会の構成を考えた際、住民に限定してしまうのか、あるいは、多様な人たちに最初から入ってもらうのも難しいなどという点で悩んでいる。住民、市民だけで合意形成できないこともたくさんある。例えば、土地・建物を所有しているすべての者のコンセンサスがないと計画づくりがなかなかできない。うまく使い分けることを考えないと、協働のまちづくりの妨げになるようなケースが実務的に出てくるようなことを連想した。
- ロ (会長) 不在地主をどう考えるか。土地の権利を持っているが実際にはそこに住んでいない方。都市計画の協議会はそういった地権者で構成する場合が多く、

借地人・借家人である住民には権利がないという協議会もたくさんある。そういう意味ではそこに在住している地権者であれば問題ないが、不在地主も地域の将来像に対して発言する権利があるということをどう捉えればよいかという問題提起だと思う。

ワ 細かいところまでの規定は不可能だと思う。空き地の清掃をしたいと言っても誰が持ち主かは分からないし、市も個人情報で教えてくれない。誰だか分からないので、地域に取り込むことができない。条例はあまり細かいところまで行きすぎるとできなくなる。今やっていることを前提に将来も少し広げられるような形で大雑把にとらえて、あとは細かいところはこれにぶら下がる要領なり別の条例で押さえていけばいいのではないか。

ヲ 不在地主についても地域に影響してくると思う。空地、空き家など。その人に対して意見を聞くという場も作らないといけない。地主にとって不利な場面が出てくる。開発業者など、一時的であろうとその地域に何らかの影響を与える人は地域に入ってもらわないといけない。逆に決まったことには従ってもらわなければならない。そうでなければ本当のまちづくりはできない。

ン (会長) この辺りは別の法律でやる手段もある。議論が必要。地主さんが入ってくると話が複雑になってくるので、これはまた別途空き家の法律とかで入れてしまうというのも一つの手かなとは思う。

ア 運営のところに記載されている団体は、そこに含まれているのか。

イ ここで言っているのは、まちづくり協議会という機関のことを言っている。役員会とか会長会のことを言っている。

ウ (会長) 条例では民主的にやってくださいと書いておくだけにして、民主的にどうやって組織していくかというのはまちづくり協議会の会則にお任せしましょうという方法もある。もう一つは、法人まで入れるかどうかの議論をしてほしい。事業所もいっぱいある地域では、どこまでその人たちの意見を入れていきながら運営するか、どういう取り扱いをするかはかなり慎重を期しておいた方がよい。

4 その他

- (1) 宝塚市社会教育部より、宝塚ハーフマラソン大会の実施に係るご協力をお願いを行った。
- (2) 事務局より、市民説明会のプロジェクトチーム会議の内容について、子育て中の地域の方をターゲットとし、来ていただいた方に今行っていることも協働であると気付いていただけるような説明会を目指す旨、報告を行った。

5 閉会

以上